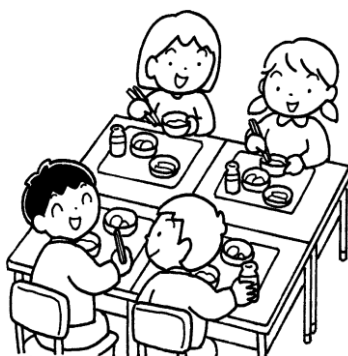


本校においては〈いじめを絶対に許さない〉を合い言葉に、あかるい学校、心も体も健やかな子どもの育成に向けて地域・家庭・学校が協力して取り組むべく、『新田小学校いじめ防止基本方針』を策定しています。お子さんといじめについてお話をしていただくために、今年度内容を一部改訂し、配付させていただきます。各ご家庭で内容を熟知していただくようご協力をお願いいたします。

横浜市立新田小学校

いじめ防止基本方針

平成26年3月20日策定
令和5年3月7日改定



1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（国の基本方針・横浜市いじめ防止基本方針と同様の解釈）

(2) いじめを防止するための基本的な方向性

◆いじめの未然防止

学校風土づくり、授業改善、適切な人間関係の確立、自己有用感の醸成 など

◆早期発見・早期対応

いじめを看破するための体制強化、教育相談体制の充実、教職員の資質向上 など

◆適切な対処・措置

児童・保護者との信頼関係の確立、関係機関との連携強化 など

(3) 学校いじめ防止基本方針の目的

新田小学校基本方針は上記の方向性の具現化により、いじめの問題への対策を学校関係者すべてがそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら新田小学校および新田小学校の子どもが住む地域全体で進め、法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、学校全体で子どもの健全育成を図り、学校教育目標の実現とともにいじめのない社会を目指すことを目的とします。

2 組織の設置及び組織的な取組

いじめ防止基本方針の目的を達成するために「いじめ防止対策委員会」を設置し、全職員の協働と、関係機関との連携を図ります。また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師などの外部専門家の参加を求めます。

(1) 組織の構成

「いじめ防止対策委員会」は、月1回以上校長が招集します。また、いじめの疑いがあるときには直ちに委員会を開催します。構成員は次の者としします。学校長、副校長、主幹教諭、児童支援専任、養護教諭、児童指導チームリーダー、特別支援コーディネーター(兼務可)。いじめの疑いがある、あるいは認められる場合は、関係児童の担任。

また、学校長は必要に応じて、心理や福祉等の専門家(学校カウンセラー、スクールソーシャルワーカー)や、PTAなどの参加を要請します。

(2) 組織の役割

いじめの未然防止、早期発見・早期対応、適切な対応・措置のいじめ事案のすべてを、担任や一部の教職員で抱え込むことなく組織的に対応するための中核を担います。定例としては、年間計画の作成、日常的な実態把握、研修の立案、PDCAサイクルでの取組の検証などを行います。また、いじめ事案発生や重大事態の発生時には、緊急対応として、情報の収集(調査)や記録、対応に関する役割分担の指示、外部機関、専門家との連携窓口を担います。

また、校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行っていきます。いじめの解消の要件として、次の2つの要件が満たされている必要があると考えます。

- ① いじめの行為が少なくとも3か月(目安)止んでいること
- ② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

(3) 年間計画

月	内容	常時
4月	年間計画の作成 新田小スタンダードの確認 児童指導研修（いじめ防止研修） 家庭訪問 特別支援教育研修	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ認知報告書作成（毎月） ・児童の実態把握 ・児童、保護者との教育相談 ・学校カウンセラーとの教育相談、スクールソーシャルワーカー（SSW）、スクールサポーターとの連携
5月	Y-P アセスメントの実施 特別支援教育委員会 リハセンター・特別支援学校等とのコンサルテーション いじめ早期発見のための生活アンケート	
6月	児童理解研修（Y-P アセスメント分析） こども面談 児童指導研修（学級状況チェックシート分析）	
7月	個人面談 特別支援教育委員会 人権研修 携帯・SNS 安全教室	
8・9月	人権研修（LGBTQ について・不登校児童理解） 横浜子ども会議	
10月	前期振り返り	
11月	リハセンター・特別支援学校とのコンサルテーション Y-P アセスメントの実施 新田小スタンダード見直し 児童理解研修（Y-P アセスメントの分析） こども面談	
12月	個人面談 いじめアンケート実施 人権週間取組 特別支援教育委員会 児童指導研修（いじめ防止研修）	
1月	児童指導研修（学級状況チェックシート分析） 新田小いじめ防止基本方針（年間計画）見直し	
2月	特別支援教育委員会	
3月	年間のふり振り返り	

3 いじめ防止及び早期発見のための取組

(1) いじめ防止への取組

教科等の学習の中でも豊かな心を育成するために授業改善に努めます。

体験活動や学校生活全体を通して思いやりの心、自己有用感を育てます。

人権月間の取組や人権に関する話を聞く活動、道徳の学習を通して自分を振り返る力を高めます。

児童会活動等を通して、児童が主体的に「いじめをしない、させない、ゆるさない」という意識を高める取組を行えるように支援します。

教職員の児童理解研修や人権研修を行い、教職員の意識、知識、指導力を高めま

す。

(2) いじめの早期発見

児童支援専任を核とし、各担任、担当教諭がいじめに対する感度を高め、日常的に点検し、積極的な認知に努めます。情報は複数教員で共有し、対応事案については「いじめ防止対策委員会」に報告します。担任は児童理解に努めるとともに、児童、保護者との良好な関係づくりにも努め、相談しやすい環境を作ります。また、児童支援専任、特別支援コーディネーター、学校カウンセラー等の教育相談を充実させます。

(3) いじめに対する措置

日常的に得られた情報を未然防止に生かし、いじめを認知した場合は児童支援専任を核として複数の職員で対応します。児童指導が難しいと予想される場合、また、加害、被害の状況上、配慮が必要となる場合は、「いじめ防止対策委員会」が核となり、迅速かつ組織的に対応します。被害児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への指導・支援を適切かつ継続的に行います。いじめの認知時に重大な状況、または犯罪性が予想される場合やそれらが認められる場合は、警察や関連機関への相談、支援要請等を行います。

(4) 研修

児童理解研修やいじめ防止、対応に向けた研修など、年間計画をもとに校内研修を実施します。また、教育委員会が主催する児童理解および児童指導関係の研修にも積極的に参加します。

(5) 学校・家庭・地域連携事業等の活用

「まちとともに歩む学校づくり懇話会」や新田・新羽中学校区学校などと情報交換を密にし、いじめ防止、早期発見に努めます。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる事案が発生した場合は、直ちに横浜市教育委員会に報告します。重大事態とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」とします。また、調査において明らかになった事実についても同教育委員会に報告します。

(2) 重大事態の調査

学校は、重大事態への対処および同種の事態の発生の防止に資するため、「いじめ防止対策委員会」が中核となり、客観的な事実関係を速やかに調査します。また、横浜市教育委員会の指示がある場合には、その指示のもと進めていきます。

(3) 児童、保護者への報告

学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実を、他の児童のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に配慮し、適切に提供します。

5 その他

「横浜市立新田小学校いじめ防止基本方針」は、児童の健全な育成に資するため、必要があると認められた場合には、実態に合わせ改定し、改めて公表します。